

町県民税（住民税）が大きく変わります！

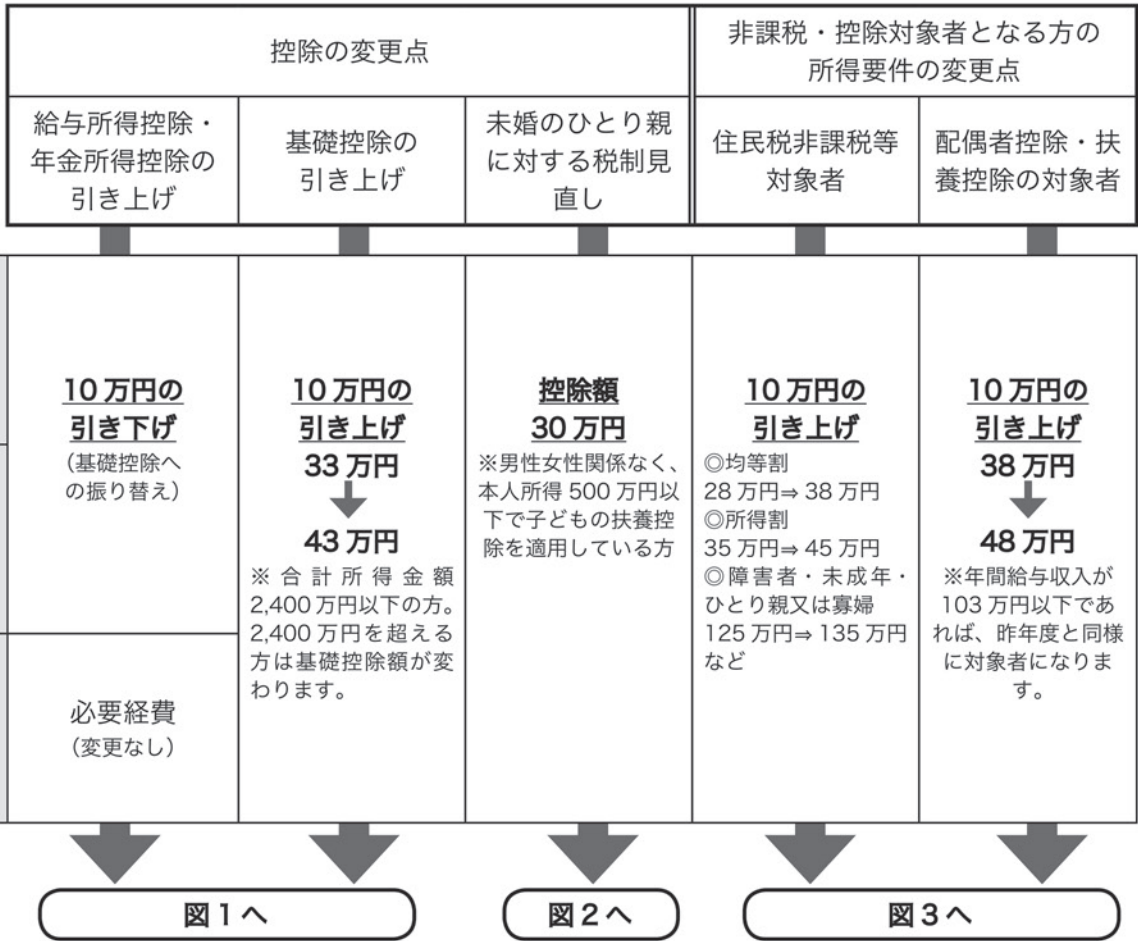
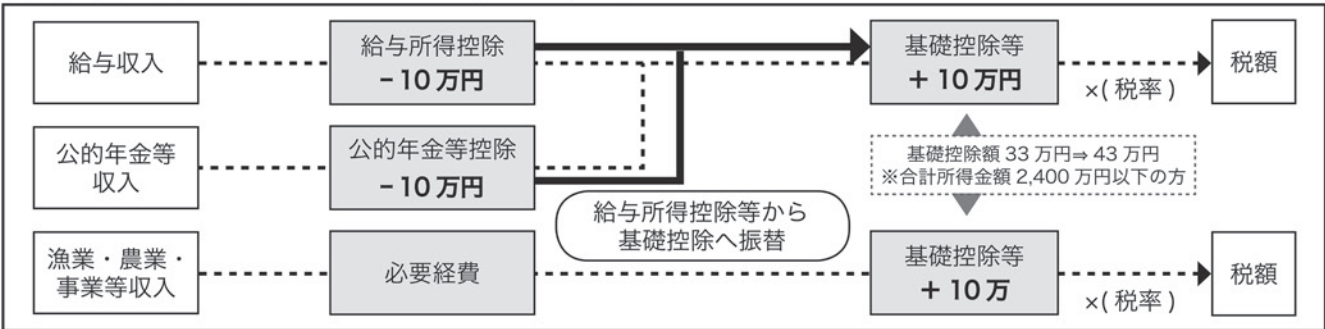


図1. 給与所得控除等の引き上げに伴う基礎控除の引き上げ



<計算例①> 給与収入が400万円ある場合

	改正前	改正後	比較
給与等の収入金額	400万円	400万円	±0円
給与所得金額	266万円	276万円	+10万円
基礎控除	33万円	43万円	+10万円
町県民税（年額）	235,500円	235,500円	±0円

<計算例②> 年金収入が210万円ある場合（65歳以上）

	改正前	改正後	比較
公的年金等の収入金額	210万円	210万円	±0円
公的年金等に係る雑所得の金額（65歳以上）	90万円	100万円	+10万円
基礎控除	33万円	43万円	+10万円
町県民税（年額）	59,500円	59,500円	±0円

<計算例③>

給与収入が65万円、年金収入が210万円ある場合（65歳以上）

	改正前	改正後	比較
給与等の収入金額	65万円	65万円	±0円
給与所得控除後の給与等の金額	0万円	10万円	+10万円
公的年金等の収入金額	210万円	210万円	±0円
公的年金等に係る雑所得の金額（65歳以上）	90万円	100万円	+10万円
所得金額調整控除※1	—	10万円	+10万円
基礎控除	33万円	43万円	+10万円
町県民税（年額）	59,500円	59,500円	±0円

※1 給与所得と公的年金に係る雑所得の両方がある方で合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除により、最大で10万円の控除が受けられます。